



2023年4月11日

各 位

会 社 名 D C M ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 COO  
石黒 靖規  
(コード 3050 東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 総務・株式管掌  
清水 敏光  
(TEL 03-5764-5211)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年5月25日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、「場所の定めのない株主総会」(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、天災地変または感染症拡大の発生等により、「場所の定めのある株主総会」を開催することが適切でないとき取締役会が決定したときには、「場所の定めのない株主総会」を開催することができるよう、現行定款第13条第1項の変更ならびに第2項を新設するものであります。

なお、現時点において「場所の定めのない株主総会」を開催する予定はありませんが、当社が「場所の定めのない株主総会」を開催する場合には、株主の利益や権利の確保に資するよう、取締役会において、その必要性および妥当性について慎重に審議し、決議するとともに、開催の背景および開催要領の詳細(株主の出席方法、質問方法および議決権の行使方法ならびにその他の必要事項)につきまして、株主総会の招集に際してお知らせいたします。

本議案の上程にあたり、当社は経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

## 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集地) 第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地に招集する。</p>	<p>(株主総会の招集地) 第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地に招集する。<u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u> <u>2. 当社は、天災地変または感染症拡大の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

## 3. 日程

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 2023年5月25日(木) |
| (2) 定款一部変更の効力発生日        | 2023年5月25日(木) |

以上